

米穀の出荷又は販売の事業に関する届出事例

項 目		開始届	変更届	廃止届	備考
新たに米穀の出荷又は販売の事業を開始する		○			年間の出荷・販売数量20精米トン以上
米穀の出荷又は販売の事業規模が法定事業規模を超える		○			
新設合併	A社とB社が合併しC社を設立する	C社		A・B社	
吸収合併	A社（未届出者）がB社（既届出者）を吸収する	A社		B社	A社が事業を継承する場合
	A社（既届出者）がB社（既届出者）を吸収する		A社	B社	A社の届出事項に変更ある場合
組織変更	個人 ◀→▶ 法人	変更後		変更前	法人格の取得・喪失のため
	有限会社 ◀→▶ 株式会社		○		
	合名会社 ◀→▶ 合資会社		○		
	上記以外の組織変更	変更後		変更前	
事業譲渡	未届出者に譲渡する	譲渡後		譲渡前	
	既届出者に譲渡する		譲渡後	譲渡前	既届出者の届出事項に変更ある場合
個人事業者が相続により承継する			○		
届出者の商号、名称を変更する					
届出者の住所を変更（移転、住居表示の変更等）する					
法人の代表者を変更する					
主たる事務所の所在地を変更（移転、住居表示の変更等）する					
米穀の出荷又は販売の事業を廃止する				○	

※詳細な届出方法等については、地方農政局等へお問合せ願います。